

環 政 第 1 2 8 5 号

平 成 2 3 年 2 月 2 4 日

石川県知事 谷 本 正 憲 様  
(都市計画課扱い)

石川県知事 谷 本 正 憲  
(環境政策課扱い)

能越自動車道（田鶴浜～七尾）環境影響評価準備書に対する  
環境保全の見地からの意見について

平成22年11月8日付けで意見の概要送付書の送付のあった標記環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

事務担当  
環境政策課  
環境管理グループ  
電話 076-225-1463

本事業は、事業が長期に及ぶことから、将来の影響予測に一定の不確実性を含むことは避けられない。したがって、事業実施段階において環境影響を可能な限り回避、低減する施工計画の作成に努めるとともに、下記の事項を評価書に反映し、環境保全措置の確実な実施に留意すること。

また、本事業はP I手法を用いたルート検討が行われてきたところであるが、盛土等による周辺住民の利便性への影響も考えられることから、今後の設計段階においても地域関係者と十分協議を行うこと。

## 記

### 第1 全般的事項

#### 1 環境配慮事項

環境への配慮事項については、影響を回避・低減するための措置であることから、環境保全措置として位置付け、専門家の助言を得て確実に実施すること。

#### 2 環境影響の評価

##### (1) 予測について

大気質・騒音・振動・水質汚濁・廃棄物の予測については、予測手法の適用範囲及び予測条件（工事の位置・内容・規模等）を明示するとともに、可能な限り予測結果の検証を行うこと。

また、その検証結果に応じ、追加の措置を実施すること。

##### (2) 環境保全措置について

騒音・水質汚濁・動物・植物・生態系に対する環境保全措置については、内容及び効果を可能な限り具体的に示すとともに、講じた措置については検証を行い、効果を確認すること。

また、必要に応じ実施する措置については、実施のための判断基準を具体的に示すこと。

##### (3) 評価の手法について

① 選定項目に係る基準又は目標については、石川県環境総合計画の目標等を勘案すること。

② 専門家等による助言の内容については、第三者が客観的に判断できるよう具体的に記載し、併せて当該助言に対する調査・予測・評価への反映状況を示すこと。

### 第2 個別的事項

#### 1 騒音・振動

環境保全目標については、現況より著しく悪化させないことなど生活環境に配慮した目標とすること。

#### 2 水質汚濁

(1) 工事中の濁水が周辺の河川や農業用水路の水質に著しい影響を及ぼすことがな

いよう沈砂池の設置等適切な措置を講ずること。また、環境保全目標については、現況の水質を考慮したものとすること。

(2) 計画道路に近接する七尾市の水道水源井については、七尾市から必要な情報を入手し、工事等の影響が及ぶことがないよう適切な措置を講ずること。

### 3 樹林地

事業実施段階において、いしかわ森林環境基金による人工林の整備箇所を含めた調査を実施し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

### 4 動物・植物

(1) 影響の程度の判断については、科学的知見、類似事例、専門家の意見等具体的な根拠を示すこと。

(2) 重要な動植物が存在するため池及び多数の種が確認される小河川については、工事前、工事中、工事完了後に水質及び水位等を確認し、水生生物の生息、生育環境の保全に努めること。

(3) 植物の予測・評価にあたっては、「石川県の絶滅のおそれのある野生生物—植物編（いしかわレッドデータブック）」の改正を反映すること。

### 5 生態系

地域の生態系に及ぼす影響については、共生関係を解析する手法を用いるなど、専門家の助言を得て予測し、その結果に応じて、事後調査の実施等必要な環境保全措置を講ずること。

また、立木の伐採にあたっては、動植物への影響の回避・低減に努めること。

### 6 景観

国指定史跡能登国分寺跡がある能登国分寺公園の周辺においては、橋梁等構造物の色彩、緑化に用いる樹種等、眺望景観に配慮すること。

### 7 文化財

対象事業実施区域には未発見の埋蔵文化財が存在する可能性があることから、その結果を関係機関と協議し、必要な措置を講ずること。

### 8 廃棄物等

廃棄物の発生抑制を環境保全措置に位置づけ、再資源化率等の目標値を設定すること。

また、事業実施段階において、廃棄物の種類ごとの発生量、減量化量、再資源化量及び最終処分量を予測し、地域の廃棄物等の処理への影響回避、低減に努めること。

### 9 温室効果ガス

工事及び供用における温室効果ガス排出量については、環境省が作成した予測手法を用い、定量的な予測を行うこと。また、工事の実施における環境保全措置については、工法の検討等の措置の追加を検討すること。